

# 平成27年度事務事業評価外部評価用説明シート

事務事業番号	07-01-17	事務事業名	駅施設維持管理事業
所管部課名	都市建設部 管理課		

## 事業の概要について

目的 (何のために)	① 駅西口駅舎管理 道路付属物（市道104-1号線）である駅西口施設を利用する市民などが安全・快適に利用できるよう管理する。 ② 駅西口駅舎の広告収入を確保し、市が負担している管理費の軽減を図る。
対象 (誰を何を対象にしているか)	駅西口を利用する又は、東久留米駅自由通路を通過する市民。 広告掲載を検討している事業者。
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託（委託先：シルバー人材センター [ ]、[ ]） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： [ ]） <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> その他（ [ ] ）
根拠法令	① 道路法第1条、第16条 ② 東久留米駅西口階段及び付属設備の日常管理に関する覚書 ③ 東久留米駅西口昇降施設に関する有料広告掲載物取扱基準 ④ 東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱 ⑤ 消防法第17条の3の3（消防施設の点検について） ⑥ 建築基準法第12条第3項（エスカレーター、エレベーターの点検について）
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	東久留米駅西口階段、エスカレーター及びエレベーターは市の道路区域内にあり、駅並びに駅西口から北口方面又は、東口へアクセスするために設けられた道路付属物です。 市では、これらの施設を利用する市民などが安全、快適に利用できるように施設環境、機能を関係する法律、指針に基づき適正に管理している。  【実施内容】 公衆用トイレ、階段、昇降施設等の清掃（毎日） → 委託先：シルバー人材センター  昇降施設の点検（1回/月） → 委託先： [ ]  駅西口の消防用設備の点検（2回/年） → 委託先： [ ]

## コストの概要について

(平成26年度決算見込額)

平成26年度費用		平成26年度事業費内訳(主な項目)	
事業費 (財源内訳合計)	20,061千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	賃金	
	特定財源の支出に伴う一般財源	報償費	
	一般財源	需用費	
人件費 (理論値)	487千円	その他	20,061千円
トータルコスト (事業費+人件費)	20,548千円		

## 関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

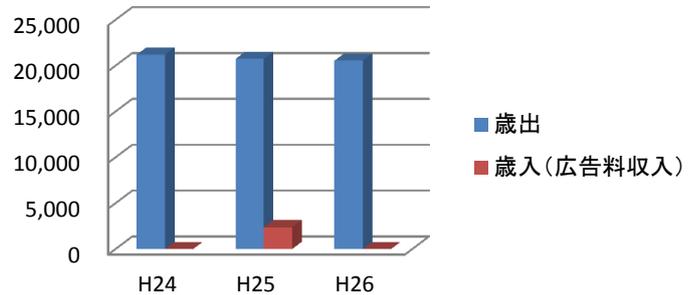
庁内に関連する事務事業の有無	有り	事務事業番号	07-01-08
事務事業名	道路維持事業		
事業概要	道路及び道路付属施設の機能を常時良好な状態に保つ。		

## 事業実績について

平成24年度から平成26年にかけて毎年少しずつ管理費が下がっている。

広告料の収入については、平成25年度に商業施設出店に伴う広告料（約230万円）の収入があった。

駅西口に係る経費(経費)



## 所管課評価

道路管理者は、道路法第1条の規定に基づき道路施設を適正に管理する義務がある。

今後は、駅舎のエスカレーター及びエレベーターなど同様の施設を管理する鉄道事業者が駅施設として一体管理することによる作業の効率化やスケールメリットの効果から管理コストの削減を図ることが出来ると考えられるので、鉄道事業者へ管理の委託の可否について協議を行う。

また、広告収入が得られるように広告スペースにおける掲示パネルの整備や広告料金などについて調査、検討をする。

## 外部評価結果

多くの通勤・通学の利用者が往来するため広告掲出効果が大きいことに鑑みれば、鉄道事業者の持つ有料広告のノウハウをいかしつつ本施設を包括委託していくことは効果的である。ただし、包括委託にあたっては、事実上、競争性に付されることがない随意契約になることから、これに対する市としての対応力を持っておく必要がある。一方、広告主が入らない場合等のリスク分担についても、あらかじめ当事者間で取り決めておく必要がある。

一方で、現に市も広告掲出場所としても活用している本施設が、広告効果の高い施設であることを考慮するならば、公共性のある広告と企業等に供する有料広告とのすみ分けにおいてバランスを考慮する必要があることに加え、公共性のある広告については、全体としての美観に配慮した配置や掲出方法を検討されたい。

また、広告媒体としては、液晶パネルを活用したものが普及していることから、これを導入し、広告主による広告の間に市政情報等を入れるといった活用方法も検討されたい。

## 外部評価結果を受けての担当課所見

鉄道事業者に包括委託を行うにあたり、委託の詳細内容などについて協議を進めていく。また、随意契約に関しては、鉄道事業者の有料広告に対するノウハウ及び、同様の鉄道関連施設を管理しているなどの実績を考慮し、市の契約部門の担当者との調整を図っていく。

広告に関しては、公共性のある広告と企業等に供する有料広告とのすみ分けについても、鉄道事業者の意見を取り入れ、液晶パネル等の活用も含め再考し、全体の美観に配慮した配置等の検討を行っていく。

## 課題及び今後の対応について（行財政改革推進本部）

担当課の考え方により取組みを進めていくこととする。本事業は、財政健全経営計画実行プランにおいて個別項目「西口昇降施設の包括委託」として掲げられている事項であることから、進行管理には十分に留意するべきである。